

現場説明書

1. 工事番号 令和8年度 改 第2号
2. 工事名 町道豊田11号線道路改良工事
3. 工事場所 三重県三重郡川越町大字 豊田 地内
4. 規模 設計図書による
5. 工事概要 土木一式工事
6. 工期 契約の日より令和9年1月20日

7. 工程表等の提出

受注者となられた方は、契約締結後所定の時期に次の書類を監督員に提出すること。

- ①着工届
- ②監理技術者（又は主任技術者）及び現場代理人等通知書
- ③工程表
- ④上記以外、監督員の指示する書類

8. 設計図書に関する質問

期 間： 入札公告に記載のとおり

提出場所： 川越町役場 産業建設課

※質疑のある場合のみ提出すること。また、質疑書は、A4版サイズで社名を記名の上、郵送・電子メール・FAX・窓口持参のいずれかにて提出すること。（窓口持参以外の方法にて提出の場合は、電話にて到達確認を行うこと。）
(様式自由)

9. 設計図書の優先順位

- ①現場説明書及び質疑回答書
- ②特記仕様書
- ③設計図面
- ④共通仕様書

10. 設計図書について

入札公告に記載のとおり

11. その他

- ①入札時に、積算根拠資料である設計総括表（以下、「資料」という。）を提出すること。
- ②資料の表紙に、工事名・入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を記入し、押印（入札参加資格登録申請の際に、使用印鑑届により届出したものを使用）をすること。
- ③資料の設計総括表に積算金額を記入すること。
- ④資料は当町が発行する金抜設計書を使用し提出すること。
- ⑤資料中の設計書数量は、参考資料であるので、各社の責任において積算すること。
- ⑥当積算において、各経費は円単位まで計上した後、一般管理費にて工事価格が千円止となるよう端数処理をしている。
- ⑦工事による近隣の苦情については、受注者の責任において解決すること。
- ⑧道路、公共物、私有物等に汚損、破損を生じた場合は、速やかに修復すること。
- ⑨仕様明記のない使用材料については、監督員が決定するものとする。
- ⑩発生材、残材等は業者の負担にて、法的許可業者又は法人への指定地処分とすること。また、マニフェストを提示すること。
- ⑪交通規制（通行止）に関し、規制区間内の病院、消防署、店舗、関係地権者、地元自治会等と調整のうえ施工すること。特に介護老人保健施設あさけは救急車両の緊急搬送先となることから進入路の変更や駐車スペース、ストレッチャーでの搬送路確保等をふまえ、適宜工程表を作成のうえ調整が必要となります。
- ⑫設計書の借地は、民地間口の施工時の仮駐車場として、乗用車3台の借地を想定しております。
- ⑬本工事の交通規制を行う路線は国道との接続道路となることから、国道管理者と調整のうえ施工すること。
- ⑭交通誘導警備員の配置について、規制区間の両端、及び施工箇所に1名、川越伊藤医院の北側出入口に1名を想定しております。交通誘導警備員には迂回路図等を配布するなど、円滑な誘導につとめること。
- ⑮月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）対象工事につき、川越町週休2日制工事要領〔令和8年3月（改定）〕に基づき施行してください。
- ⑯建設リサイクル法対象工事を請け負うに当たり、**落札者は工事請負契約の締結までに、発注者に対し、分別解体等の計画等について、書面を交付して説明することが建設リサイクル法で義務付けられています。**「説明書（様式第1号）」及び「分別解体等の計画等（別表1～3）」、「法13条及び省令第4条に基づく書面」の提出、確認が必要となりますので、発注課に問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

川越町役場 産業建設課

TEL 059-366-7117

ID[##059-364-2568

Mail k-kense@town.kawagoe.mie.jp